

令和7年度石川県委託訓練 制度改正概要

※R6.12.16時点で把握している情報に基づき作成しております。
今後、国の予算の事情等により、内容変更の可能性があります。

訓練実施経費の引き上げについて（一部コースのみ）【予定】

下記のコースについて、訓練実施委託料を **3千円** 引き上げ

【対象コース】 ※名称は受託申請資料に準拠

- ・ オフィスワーク 3
- ・ IT 3
- ・ IT 6
- ・ 介護 3
- ・ 介護 6
- ・ 観光・サービス 3
- ・ ものづくり
- ・ 両立支援
- ・ 短1 / 短2

<コース毎の委託料>

訓練実施委託料

訓練生 1 人あたり **50,000** 円 / 月 (外税)



訓練生 1 人あたり **53,000** 円 / 月 (外税)

+

就職支援経費

デジタル訓練促進費

職場見学等推進費 …等 該当となる委託料

※ デジタル分野の訓練に対する経費の支給について（再掲）

デジタル訓練促進費

デジタル資格課程

IT関係の資格

- ・ ITスキル標準レベル1以上の資格
- ・ 資格取得率35%以上 かつ 就職率70%以上

WEBデザイン関係の資格

- ・ WEBクリエイター能力認定試験（エキスパート）など、国が定めた資格
- ・ 資格取得率50%以上 かつ 就職率70%以上

DX推進スキル標準[※]対応課程

- ・ 「DX推進スキル標準」で定められたカテゴリーから、複数カテゴリーの学習項目が盛り込まれたカリキュラムとなるコースが対象

単価：デジタル資格課程 10,000円（外税）

DX推進スキル標準対応課程 5,000円（外税）

◎申請に際し、2コースの併用設定も可能

ただし、支払はいずれかのコースの算定による

（算定の際の判定は、デジタル資格 ⇒ DX の順で行う）



※ 「デジタル分野」の訓練とは

- ①ソフトウェア開発、②WEBプログラミング
- ③ネットワーク構築、④システム運用管理
- ⑤ネットワークセキュリティ対策、⑥WEBデザイン 等

に係る技能等を付与し、『DX推進スキル標準』で示されている人材類型・ロール（役割）に必要とされるスキルを身に付けるための訓練



※ 「DX推進スキル標準」とは

「DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する人材の役割や習得すべきスキルの標準」
「企業がDXを推進する専門性を持った人材を育成・採用するための指針」
として、経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構（IPA）が策定したもの

参照：経済産業省ホームページ

https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/jinzai/skill_standard/main.html

▶ 「IT6」「IT3」コース設定（仕上がり像）の考え方イメージ図

パソコンスキル

Word、Excel操作に係る資格（MOS）
一般事務職として就職・従事が十分可能なスキル など

IT6はこれより
内側の範囲で設定

デジタル分野

デジタル訓練促進費
デジタル資格課程

デジタル訓練促進費
DX推進スキル標準対応課程

IT3はこれより
内側の範囲で設定

デジタル訓練促進費の対象ではないが、デジタル分野に該当する資格

基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について（再掲）

全ての分野の訓練コースにおいて、訓練分野の特性に応じた基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定が必要

設定にあたって

【対象となる訓練コース】

- 「IT3」「IT6」のうち、デジタル分野に該当する訓練**以外の全てのコース**
- 以下のいずれかに該当するコースは対象から除く

- ① 公的職業資格のうち国家資格の取得を訓練目標とするもの
（指定養成機関にて実施するものに限る）
- ② 学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成25年文部科学省告示第133号）」に基づき文部科学大臣が職業実践専門課程として認定したもの
- ③ 学校教育法に定める専門職大学院が実施する専門職学位課程の修了を目指すもの

【留意事項】

- デジタルリテラシーの習得に係るカリキュラムは、**訓練時間内で設定**すること
- デジタルリテラシーの習得に係るカリキュラムのみで**単独の科目を設定することを求めるものではないこと**
- デジタルリテラシーの習得に係る訓練は、**必ずしもパソコン等のデジタル機器の操作を**
求めるものではないこと

基礎的なデジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの設定について（再掲）

受託申請書提出にあたって

対象コース

- ① 様式14「カリキュラムチェックシート」に記載されたカリキュラム例から、**該当する項目のチェック欄**にチェック（✓）や○を記載
- ② デジタルリテラシーの要素を含むカリキュラムの内容が分かる資料を添付（訓練で使用するテキスト等教材のうち、該当部分の写し など）

対象外コース

- ① 様式14「カリキュラムチェックシート」に**最下部の欄（対象外）**にチェック（✓）や○を記載
- ② 対象外要件（前ページ記載）に該当していることが分かる資料を添付（対象外要件①の場合の例：指定養成機関であることが分かる書類 など）

※ 事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」の義務化について

改正障害者差別解消法が令和6年4月1日に施行

令和6年4月1日から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化

※ 「合理的配慮の提供」とは

- ① 行政機関等と事業者が、
- ② その事務・事業を行うにあたり、
- ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
- ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
- ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること

<合理的配慮の一例> ※出典：内閣府リーフレット

ルール・慣行の柔軟な変更
(例：学習障害)



【障害のある人からの申出】
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き写すことができない。

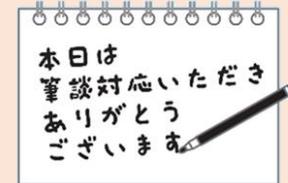


【申出への対応（合理的配慮の提供）】
書き写す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影できることとした。

意思疎通への配慮
(例：弱視難聴)



【障害のある人からの申出】
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

事業者が法に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合などには、**国から報告を求められたり、助言や指導、さらには勧告を受けたりする場合があります。**